

所得税の事前還付説明会を開催

所得税の事前還付説明会がウェルス幸手で開催されます。この説明会では、税理士による説明を聞きながら、自分で申告書を作成し、提出することができます。(折込みチラシあり)

問合せ 税務課 ☎ (43) 1111 内線 133、134 ・ FAX (43) 1125



事前還付説明会の日程 ※予定された開始時間に説明会が始まりますのでご注意ください。

申告内容	と き	ところ
公的年金受給者	1月25日(水)・26日(木)	■ウェルス幸手2階研修室 幸手市大字天神島1030-1 (アスカル幸手向かい)
医療費控除	1月27日(金)	

公的年金受給者 開催日：1月25日(水)・26日(木)

- ▼対象 平成23年中の収入が公的年金だけで、源泉徴収された所得税がある人
- ▼用意する物 ①平成23年分源泉徴収票 ②印鑑、ボールペン、計算機 ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号 ④生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ) ⑤社会保険料(国民健康保険や後期高齢者医療保険・介護保険料など)の証明書、医療費の領収書など
- ※1年間分の医療費の合計額を計算しておいてください。
- ※計算の結果、還付にならない場合もあります。
- ※本説明会については、午前、午後(2日間計4回)で対象地区の割振りをさせていただきます。詳しくは税務署発行の本紙折込みチラシをご覧ください。

医療費控除 開催日：1月27日(金)

- ▼対象 平成23年分の収入が給与所得のみ(年末調整済)で医療費控除額が出る人
- (医療費控除の計算方法)
- $$\text{平成23年中に支払った医療費} - \text{保険などで補てんされた金額} = A$$
- $$A - (\text{「10万円」または「所得の5\%」のいずれか少ない方の額}) = \text{医療費控除額(最高200万円)}$$
- ▼用意する物 ①平成23年分源泉徴収票 ②印鑑、ボールペン、計算機 ③申告者本人名義の金融機関名および預貯金口座番号 ④医療費の領収書 ⑤保険などで補てんされた金額のわかるもの
- ※1年間分の医療費の合計額を計算しておいてください。
- ※計算の結果、還付にならない場合もあります。

▼農業所得「収支内訳書」は確定申告までに

農業所得の「収支内訳書」の用紙、減価償却計算例および参考資料は、市役所税務課、ウェルス幸手、コミュニティセンターに用意していますので、確定申告が始まるまでに作成していただくようお願いします。

税務署からのお知らせ

問合せ 春日部税務署 ☎ 048(733)2111

所得税の確定申告の 相談および申告の受付

とき 2月16日(木)～3月15日(木)

※土曜・日曜・祝日を除く。
※春日部税務署では、2月19日(日)、26日(日)も確定申告の相談・受付を行います。

内容 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談

ネット e・Tax で申告

所得税の確定申告は、e・Taxをご利用ください。

▼e・Taxのメリット

○国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e・Taxを利用して提出できます。

○最高4000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe・Taxで行うと、

1. デライタの購入が必要で
す。

※e・Taxに関する情報は、

e・Taxホームページ

(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)へ。

※e・Taxの操作に関する

お問い合わせはe・Tax

作成コーナーヘルプデス

クへ ☎ 0570-0159

01

※月曜から金曜日(祝日を除

く)の午前9時から午後

5時までご利用いただけ

ます。

年金 所得者の申告 手続きが簡素化

平成23年分の確定申告か

ら、公的年金などの収入金

額の合計額が400万円以

下で、かつ、公的年金など

に係る雑所得以外の所得金額

が20万円以下の人は所得税

の確定申告書の提出が不要

となりました。

※但し、これに該当する人

でも、所得税の還付を受

けるためには、確定申告

書の提出が必要となりま

す。

問合せ 春日部税務署個人

課税部門 ☎ 048(733)

2961

所得税の還付申告は

お近くの税理士事務所で

所得税の還付申告相談お

よび確定申告書の作成・提

出が、お近くの税理士事務

所で、無料で行えます。

期間 2月2日(木)～15日

(水)

※土曜、日曜、祝日は除く。

時間 午前9時30分～正午、

午後1時～4時

対象 つぎの要件に該当す

る人(住宅借入金等特別控

除を受ける人や、給与・年

金以外の所得のある人な

どを除きます。)

○年金を受けている人

○給与所得者で医療費控除

を受ける人

○年の途中で退職または就

職した人で年末調整をま

だ受けていない人

※内容によっては無料とな

らない場合もありますの

で、ご希望の人は必ず事

前に実施する各税理士事

務所または税理士会春日

部支部事務局に相談内容

や相談時間などをお問い

合わせください。

当日用意する物

(1)平成23年分「公的年金等の

源泉徴収票」「給与所得の

源泉徴収票」

※源泉徴収税額のある人に

限ります。

(2)生命保険料などの控除証

明書、社会保険料の領収書

証明書など

(3)医療費控除を受ける人

①医療費の領収書(1年分

の合計額を計算してきて

ください。)

②保険金などで補てんさ

れた金額がある場合には、

その金額が確認できるもの

(4)印鑑

※還付金を振り込む預金の

口座番号など(申告者名義

のもの)をメモしてきてく

ださい。

問合せ 税理士会春日部支

部事務局 ☎ 344-000

64 春日部市南1-1-7

東部地域振興ふれあい拠

点施設5階 ☎ 048(7

38)7470

※午前9時30分～正午、午後

1時～4時。